



保険料等についてお知らせします 後期高齢者医療制度

平成30年度・31年度の保険料の内容の決定

30年度・31年度の保険料(年間)は、均等割額が被保険者1人あたり4万3300円、所得割率が8.80%、賦課限度額が62万円となります。また、均等割額が2割・5割軽減される対象者の範囲が拡大されます。ただし、保険料の所得割額の30年度軽減措置は、2.5割・5割に見直されます。また、会社の健康保険(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方の保険料の30年度軽減措置は、5割に見直されます。保険料額や軽減内容は、7月にお送りする決定通知書でお知らせします。なお、保険料の軽減には所得の申告が必要です。

保険料額の通知書等の送付

■公的年金からの特別徴収の方

4月・6月・8月に公的年金から特別徴収する保険料額について、4月から特別徴収が始まる方と、すでに特別徴収されていて、6月から保険料額が変わる方に対し、「特別徴収(仮徴収)開始通知書」をお送りします。ただし、2月の保険料額と4月・6月・8月の保険料額が同額の場合は通知書をお送りしません。なお、10月以降の保険料額は、29年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。

■普通徴収(納付書・口座振替での納付)の方

暫定保険料額決定通知書と4月分～6月分の納付書(口座振替の方には通知書のみ)を今月中旬にお送りします。4月分～6月分の保険料額は、28年中の所得等を基に計算した金額です。なお、7月以降の保険料額は29年中の所得等を基に再計算し、7月にお知らせする予定です。

特別徴収から口座振替への変更

保険料の支払は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。

【問合せ】 国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当 ☎5608-8100



事業者を募集しています 新ものづくり創出拠点整備事業

区では、区内事業者や区民等と連携して新しい製品・技術・サービス・ものづくりのコミュニティを生み出す「新ものづくり創出拠点」を整備する事業者等に補助を行います。申込方法等の詳細は、区ホームページをご覧ください。

【問合せ】 産業振興課産業振興担当 ☎5608-1437



奨励賞の申請期限にご注意ください すみだ創生塾

「すみだ創生塾」の講座認定・単位証の配布は、平成29年度末をもって終了しました。単位証を30・50・100・200枚お持ちの方には、奨励賞を授与しますので、申請してください。

なお、30年度からは、地域で活躍する人材の育成事業を実施します。詳細は区ホームページをご覧ください。

【申請期限】 6月29日 **【申請方法】** ▶直接=単位証を問合せ先または、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)へ ▶電話またはEメール=住所・氏名・電話番号・単位数を、問合せ先へ **【問合せ】** 地域活動推進課まなび担当(区役所14階) ☎5608-6202・✉KATSUDOSUIISHIN@city.sumida.lg.jp



戦没者等の遺族の方へ 慰霊巡拝

厚生労働省による旧主要戦域などへの慰霊巡拝の参加を受け付けています。

【実施予定時期】 8月～平成31年2月 **【派遣地域】** アルタイ地方、ケメロボ州、ノボシビルスク州、ハバロフスク地方、イルクーツク州、沿海地方、中国東北地方、東部ニューギニア(ニューギニア島東部)、北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、パラオ諸島、フィリピン、硫黄島 **【問合せ】** ▶都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当 ☎5320-4076 ▶厚生課厚生係 ☎5608-1163 *参加要件や申込方法等の詳細は、都福祉保健局のホームページを参照



世界一の交通安全都市TOKYOをめ ざして 春の全国交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)に、春の全国交通安全運動を実施します。今年は▶子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ▶自転車の安全利用の推進 ▶全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ▶飲酒運転の根絶 ▶二輪車の交通事故防止 に重点を置き、運動を展開します。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

【問合せ】 ▶土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203 ▶本所警察署 ☎5637-0110 ▶向島警察署 ☎3616-0110



4月から開始します 子育て世帯定住促進支援事業

子育て世帯が墨田区に長く住み続けられるよう、住宅購入費や民間賃貸住宅への転居費を助成します。利用する場合は要件等がありますので、必

ず事前にお問い合わせください。
【問合せ】 住宅課計画担当 ☎5608-6215

助成制度等	対象	助成内容	助成金額等
三世同居・近居住宅取得支援 *この支援を受けた場合、区と独立行政法人住宅金融支援機構との事業協力連携により「フラット35子育て支援型」の利用が可能	中学生以下の子どもを扶養する世帯	区内在住の親世帯と同居または近居するために住宅を取得した場合、購入費の一部を助成	▶新築住宅購入=50万円 ▶中古住宅購入=30万円 *「フラット35子育て支援型」を利用した場合、フラット35の借入金利から0.25%(年利)引下げ(引下げ期間は借入開始から5年間)
民間賃貸住宅転居・転入支援	未就学児を扶養する世帯	区内で転居する場合や、区内在住の親世帯と同居または近居するために区外から転入した場合、転居費用の一部を助成	▶引越し費用 ▶賃貸借契約に伴う仲介手数料 ▶賃貸借契約に伴う礼金 のいずれも12万円を限度とし、最大36万円

●上記のほかにも要件があります(詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照)。

毎月1日は 墨田区防災の日

4月1日の点検項目
日ごろから
家庭で職場で
防災会議



毎月5日は すみだ環境の日

4月のエコしぐさ
育てよう
身近に増やす
花・緑



区政情報番組 ウィークリー すみだ 4月の番組表



キャスター
大久保 涼香さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけます。
【問合せ】 広報広聴担当 ☎5608-6220

☑=こんにちは、区長です ☑=すみだのそこの知りたい ☑=特集 ☑=スキスミニユース
☑=レッツスポーツ in すみだ ☑=葛飾ふとめ・ぎよるめのスキスマダ!

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
4月1日(日)～7日(土)	☑ すみだモダン ☑ すみだ郷土文化資料館特集展示「伝説と名所」			
4月8日(日)～14日(土)	特 地域が見守る子どもたちの放課後の居場所	☑ すみだモダン ☑ すみだ郷土文化資料館特集展示「伝説と名所」	特 地域が見守る子どもたちの放課後の居場所	☑ すみだモダン ☑ すみだ郷土文化資料館特集展示「伝説と名所」
4月15日(日)～21日(土)	☑ スキスミに投稿された催し等を紹介 ☑ アシックスランニングクラブコーチ 島田佳久さんから学ぶ正しいランニング			
4月22日(日)～28日(土)	☑ スキスミに投稿された催し等を紹介 ☑ アシックスランニングクラブコーチ 島田佳久さんから学ぶ正しいランニング	特 地域が見守る子どもたちの放課後の居場所	☑ スキスミに投稿された催し等を紹介 ☑ アシックスランニングクラブコーチ 島田佳久さんから学ぶ正しいランニング	特 地域が見守る子どもたちの放課後の居場所
4月29日(祝)～5月5日(祝)	☑ 葛飾ふとめ・ぎよるめのスキスマダ!			

*内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、(株)J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ